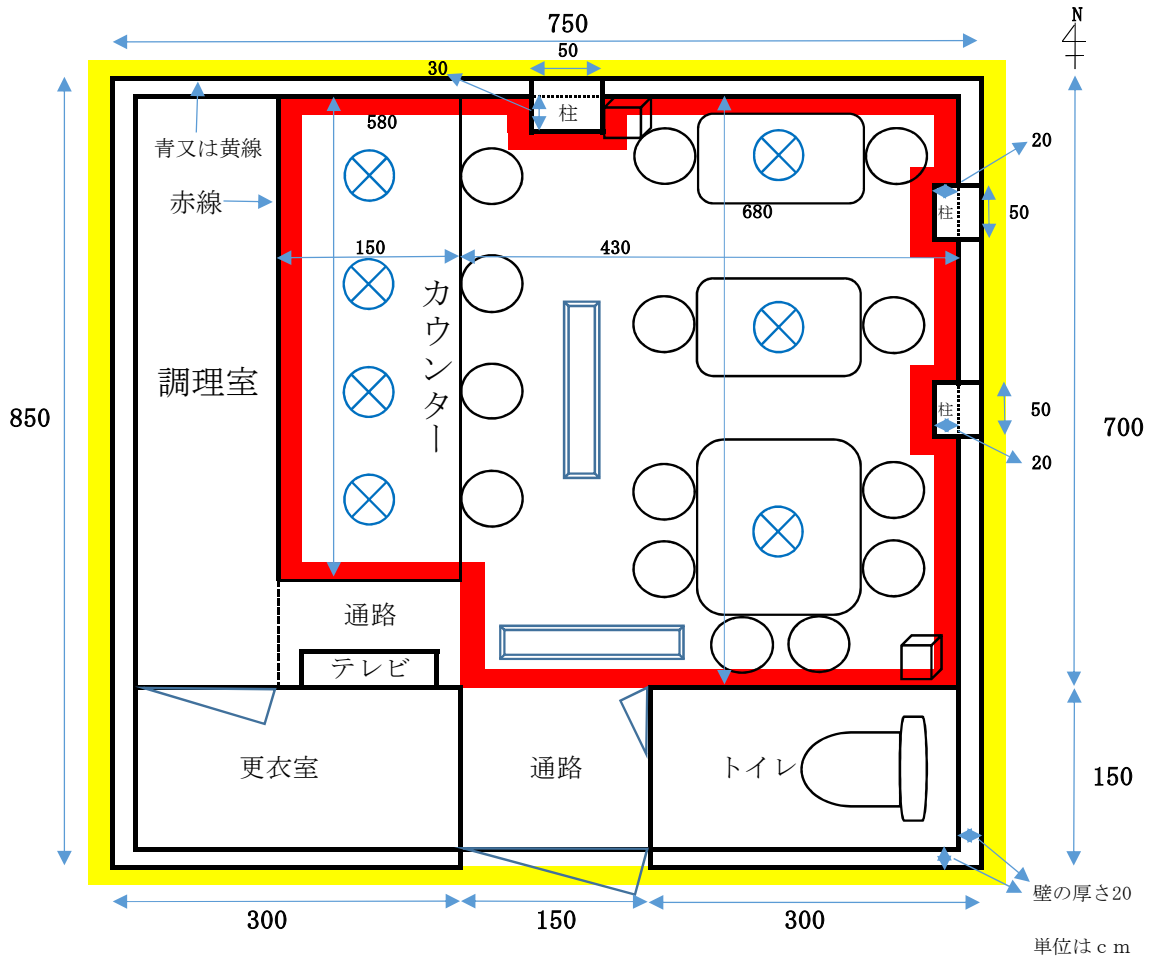


営業所の平面図（記載例）



凡例

蛍光灯		100W × 2
ダウンライト		60W × 7
スピーカー		2
イス		14
テレビ		1

計算式

営業所面積の計算
 $850 \times 750 = 637,500 \text{ cm}^2$ （営業所面積）

客室面積の計算
 $680 \times 430 = 292,400 \text{ cm}^2$
 $580 \times 150 = 87,000 \text{ cm}^2$
 $(30 \times 50) + (20 \times 50) + (20 \times 50) = 3,500 \text{ cm}^2$ （柱の面積）
 $292,400 + 87,000 - 3,500 = 375,900 \text{ cm}^2$ （客室面積）

参考 ・ 工務店や内装業者が作成する図面には「 cm^2 」での表記が多いが、申請書には「 m^2 」での記載を求めているため、申請書に記載する際は注意する。
 ・ $10,000 \text{ cm}^2 = 1 \text{ m}^2$

営業所面積 63.75 m^2 客室面積 37.59 m^2

参考

- 営業所の平面図の縮尺は、おおむね50分の1から100分の1までとし、各室の配置、面積、出入口、開閉部、隔壁等を明示する。
- 客室は赤線、営業所は青又は黄線で囲み、その面積及びカウンター、テーブル、イス、衝立、遊技機の位置を明示、その他の室は調理室、従業員室、更衣室等具体的に記載する。
- 「客室」の意義 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準
 - ・ 客に飲食をさせ、又は客に遊興をさせるために客に利用させる場所を指す。
 - ・ 調理室、バーカウンター内側の客が位置しない部分、洗面所、更衣室、廊下等は客室に含まれない。
 - ・ それぞれの客室ごとに和風（9.5 m^2 以上）、洋風（16.5 m^2 以上）の別を記載する。（客室が複数ある場合のみ）
- 客室の床面積は内り（赤線内）で計算し、壁の厚さも記載する。
- 衝立等の設備については、立面図も提出する。
 - ・ おおむね高さが1m以上の仕切り、衝立、カーテン、背の高いイス等を設置し、客室の見通しを妨げることとなれば技術上の基準違反となる。
- 図が見にくくなる場合は、求積図と照明設備・音響設備図を分けて作成する。
- 用紙については、A4若しくはA3で作成する。

法令 構造及び設備の技術上の基準
 客室の意義

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 第7条
 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準 2-1

※ 不明点等あれば、営業所を管轄する警察署まで問い合わせをして下さい。